

児童生徒数の推移(令和9年度～令和14年度)

		※児童生徒数一桁														令和9年5月1日見込み														令和10年5月1日見込み														令和11年5月1日見込み													
		1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		合 計		1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		合 計		1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		合 計															
		学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級数 計	計	学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級数 計	計	学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級数 計	計																
小学校	中野	4	107	4	127	4	106	4	138	4	108	5	141	25	727	4	106	4	107	4	127	4	106	4	138	4	108	24	692	3	97	4	106	4	107	4	127	4	106	4	138	23	681														
	日野	1	8	1	6	1	10	1	11	1	7	1	11	6	53	1	7	1	8	1	6	1	10	1	11	1	7	6	49	1	9	1	7	1	8	1	6	1	10	1	11	6	51														
	延徳	1	10	1	13	1	21	1	21	1	20	1	25	6	110	1	13	1	10	1	13	1	21	1	21	1	20	6	98	1	9	1	13	1	10	1	13	1	21	1	21	6	87														
	平野	2	56	2	65	2	54	2	62	3	83	3	74	14	394	2	55	2	56	2	65	2	54	2	62	3	83	13	375	2	59	2	55	2	56	2	65	2	54	2	62	12	351														
	高丘	1	23	1	19	2	36	1	30	1	33	1	25	7	166	1	23	1	23	1	19	2	36	1	30	1	33	7	164	1	24	1	23	1	23	1	19	2	36	1	30	7	155														
	高社	2	43	2	44	2	53	2	59	2	60	2	60	12	319	2	39	2	43	2	44	2	53	2	59	2	60	12	298	1	28	2	39	2	43	2	44	2	53	2	59	11	266														
	豊田	1	14	1	14	1	15	1	16	1	10	1	19	6	88	1	11	1	14	1	14	1	15	1	16	1	10	6	80	1	12	1	11	1	14	1	14	1	15	1	16	6	82														
	計	12	261	12	288	13	295	12	337	13	321	14	355	76	1,857	12	254	12	261	12	288	13	295	12	337	13	321	74	1,756	10	238	12	254	12	261	12	288	13	295	12	337	71	1,673														
中学校	南宮	5	159	5	170	5	171							15	500	6	177	5	159	5	170						16	506	4	135	6	177	5	159							15	471															
	中野平	3	98	3	103	4	108							10	309	3	99	3	98	3	103						9	300	4	116	3	99	3	98							10	313															
	高社	2	66	2	59	2	64							6	189	2	60	2	66	2	59						6	185	2	60	2	60	2	66							6	186															
	豊田	1	27	1	12	1	15							3	54	1	19	1	27	1	12						3	58	1	10	1	19	1	27							3	56															
	計	11	350	11	344	12	358							34	1,052	12	355	11	350	11	344						34	1,049	11	321	12	355	11	350								34	1,026														
合 計													110	2,909													108	2,805														105	2,699														

令和12年5月1日見込み																	令和13年5月1日見込み																	令和14年5月1日見込み																
		1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		合 計		1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		合 計		1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		合 計								
		学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級数 計	計	学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級数 計	計	学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級	児童 生徒数	学級数 計	計									
小学校	中野	3	94	3	97	4	106	4	107	4	127	4	106	22	637	2	68	3	94	3	97	4	106	4	107	4	127	20	599	3	93	2	68	3	94	3	97	4	106	4	107	19	565							
	日野	1	3	1	9	1	7	1	8	1	6	1	10	6	43	1	4	1	3	1	9	1	7	1	8	1	6	6	37	1	3	1	4	1	3	1	9	1	7	1	8	6	34							
	延徳	1	7	1	9	1	13	1	10	1	13	1	21	6	73	1	13	1	7	1	9	1	13	1	10	1	13	6	65	1	4	1	13	1	7	1	9	1	13	1	10	6	56							
	平野	2	57	2	59	2	55	2	56	2	65	2	54	12	346	2	45	2	57	2	59	2	55	2	56	2	65	12	337	2	47	2	45	2	57	2	59	2	55	2	56	12	319							
	高丘	1	16	1	24	1	23	1	23	1	19	2	36	7	141	1	15	1	16	1	24	1	23	1	23	1	19	6	120	1	17	1	15	1	16	1	24	1	23	1	23	6	118							
	高社	1	29	1	28	2	39	2	43	2	44	2	53	10	236	1	33	1	29	1	28	2	39	2	43	2	44	9	216	1	26	1	33	1	29	1	28	2	39	2	43	8	198							
	豊田	1	6	1	12	1	11	1	14	1	14	1	15	6	72	1	9	1	6	1	12	1	11	1	14	1	14	6	66	1	12	1	9	1	6	1	12	1	11	1	14	6	64							
	計	10	212	10	238	12	254	12	261	12	288	13	295	69	1,548	9	187	10	212	10	238	12	254	12	261	12	288	65	1,440	10	202	9	187	10	212	10	238	12	254	12	261	63	1,354							
中学校	南宮	5	170	4	135	6	177							15	482	4	137	5	170	4	135						13	442	5	146	4	137	5	170							14	453								
	中野平	3	92	4	116	3	99							10	307	3	90	3	92	4	116						10	298	3	84	3	90	3	92							9	266								
	高社	2	59	2	60	2	60							6	179	2	53	2	59	2	60						6	172	2	44	2	53	2	59							6	156								
	豊田	1	16	1	10	1	19							3	45	1	15	1	16	1	10						3	41	1	14	1	15	1	16							3	45								
	計	11	337	11	321	12	355							34	1,013	10	295	11	337	11	321						32	953	11	288	10	295	11	337								32	920							
合 計														103	2,561												97	2,393														95	2,274							

- 【推計方法】
- ・住民基本台帳から抽出した満6歳未満から1歳の人数が、各小学校への入学年度の1学年の人数となっています。(例: 令和2年度生まれの満6歳児の人数 → 令和9年5月1日見込の1学年の人数)
 - ・小学校2学年以降の人数については、令和8年度現在の児童生徒数および各年度の入学予定者をそのまま繰り上げています。(例: 令和8年度2学年の人数 → 令和9年度3学年の人数)
 - ・中学校1学年の人数は、中学校区に従って、前年度の小学6年生の合計人数にしています。(南宮中学校: 中野小学校、日野小学校、延徳小学校 中野平中学校: 平野小学校、高丘小学校 高社中学校: 高社小学校 豊田中学校: 豊田小学校)

※ 学級数は1学級35人を基準として算出しています。

※ 予定人数と実人数に差異が生じる事例については以下のとおりになります。

- ・小学校および中学校入学時に、市外の学校(私立学校、特別支援学校等)へ就学する児童生徒がいた場合
- ・指定学校変更および区域外就学等により、市外の住所から市内の学校へ通学している児童生徒がいる場合

資料 2

日野小学校の今後のあり方に関する説明経過

令和 8 年

- | | |
|--------------|--------------------------|
| 4 月 8 日 (水) | 南宮中学校区 4 小中学校長に説明 |
| 4 月 13 日 (月) | 日野小学校 P T A 役員会で説明 |
| 4 月 24 日 (金) | 日野小学校 P T A 総会で説明 |
| 5 月 14 日 (木) | 南宮中学校区 4 小中学校長に説明 |
| 6 月 10 日 (水) | 日野地区自治会に説明 |
| 6 月 25 日 (木) | 日野小学校 来入児保護者に説明 |
| 6 月 29 日 (月) | 日野小学校コミュニティスクール運営委員会に説明 |
| 6 月 30 日 (火) | 南宮中学校区 4 小中学校長に説明 |
| 7 月 14 日 (火) | 日野小学校教職員に説明 |
| 7 月 15 日 (水) | 日野小学校の今後のあり方（学校統合）に係る説明会 |
| 7 月 24 日 (金) | 中野小学校教職員に説明 |
| 8 月 3 日 (月) | 市議会 総務文教委員会協議会 |
| 8 月 5 日 (水) | 市議会 全員協議会 |
| 8 月 19 日 (水) | 中野市総合教育会議 |

資料 3

中野市立小学校及び中学校適正規模等基本方針

平成28年 9 月 策定

令和 8 年 2 月 改訂

中野市教育委員会

I 基本方針策定に当たって

1 趣 旨

小中学校の児童生徒のよりよい教育環境の整備と教育の質の一層の充実を目的とした、小中学校の適正規模及び適正配置を推進するため、基本方針を策定する。

2 背 景

本市の児童生徒数は、平成27年度から現時点の10年間で、約8割まで減少している。令和13年度までの推計では、児童生徒数がさらに減少し、今後、現在の学校数を維持した場合、さらに小規模化の進行が予想される。

小中学校の小規模化は、児童生徒の社会性の育成、多様な学習活動や集団活動の展開、さらには学校運営などにおいて、様々な問題を生じさせる危惧がある。

中野市教育委員会（以下、市教委）では平成24年9月に「中野市立小学校及び中学校適正規模等審議会」を設置し、平成26年9月に答申を受けた。この答申では、適正規模及び適正配置への基本的な考え方や推進方法等、貴重な提言がなされた。

その後、平成28年9月に「中野市立小学校及び中学校適正規模等基本方針」を策定し、基本方針に則って、令和2年4月に北部地区4校（長丘小、平岡小、科野小、倭小）を統合し高社小が、令和3年4月に豊田地域2校（豊井小、永田小）を統合し豊田小が開校した。

令和13年度の推計では、小学校は4校（日野小、延徳小、高丘小、豊田小）が、中学校では1校（豊田中）が、全学年で単級となる。また、10人未満の学級が小学校で現在3学級あるが、令和13年度には9学級になる見通しであり、中野市内では学校規模の偏りがさらに大きくなる状況にある。

市教委では、現状と今後の見通しを踏まえた上で、将来を見据え、よりよい教育環境の整備と教育の質の一層の充実を図る視点に立ち、児童生徒や保護者をはじめ地域住民の十分な理解と協議を行いながら、円滑な推進を図ることとした。

II 適正規模と適正配置の基本的な考え方

1 適正規模の基本的な考え方と基準

中野市総合計画では、心豊かでたくましい子どもを育てる学校教育が求められている。また、中野市教育大綱では、基本理念を「ふるさとへの愛着と豊かな社会性を身に付ける教育の推進」と定め、「ひと・もの・ことと関わりながら、学び合い、支え合い、未来を切り拓くたくましい子ども」が育つことを目指している。そのために、快適な集団生活のなかで児童生徒が自ら学び、考える力を育成するとともに家庭や地域と連携し、個性を生かす教育を推進していかなければならない。

また、児童生徒にとってよりよい教育環境の整備を踏まえながら、適正規模の基本的な考え方を次に示す。

(1) 適正規模の基本的な考え方

- ① 多様な人間関係のなかで、集団のルールを学び、社会性を高めるとともに、個性や能力の伸長が期待できる学校規模であること。

- ② 学級の編制替えにより、人間関係の固定化を防ぐことができるとともに、児童生徒の活力の増進と学校の活性化が期待できる学校規模であること。
 - ③ 総合的な学習の時間の充実、主体的・対話的で深い学びのできる環境の形成が展開できる学校規模であること。
 - ④ 一定の教員数の確保により、児童生徒と向き合える時間が増え、学校の運営組織の効果的な編成が期待できる学校規模であること。
 - ⑤ 一定の児童生徒数の維持により、希望選択で活動に取り組めるクラブ活動の活性化が期待できる学校規模であること。
- (2) 中野市における小中学校の適正規模の基準
- 基本的な考え方を踏まえ、次のとおりとする。
- ① 小学校においては、1 学年 2 学級以上が望ましい。
 - ・多様な人間関係を築くことができる学級編制替えが可能であること。
 - ② 中学校においては、1 学年 2 学級以上が望ましい。
 - ・多様な人間関係を築くことができる学級編制替えが可能であること。
 - ・教科担任制の充実と学習集団の弾力的な編成の教員確保が可能であること。
 - ③ 1 学級当たりの児童生徒数は、18 人～30 人程度が望ましい。

※特別支援学級は学校規模に関係ないので学級数に含めない。また、これらの基準は、望ましいと考える学級数及び児童生徒数を示したものであり、地域の状況などから、必ずしも適合しないといけないものではない。
- 2 適正配置の基本的な考え方
- 通学距離や通学の安全等を考慮しながら、学校を地域に適切に配置することを基本的な考え方とする。

Ⅲ 適正規模及び適正配置の検討対象校と推進の方策

1 適正規模及び適正配置の検討対象校

- ① 基本方針でいう適正規模を下回る学校を小規模校とする。
- ② 令和 13 年度の推計でも適正規模への回復が見込めない学校を検討対象校とする。
- ③ 適正規模であっても、小規模校や適正規模を上回る学校に関係する場合は検討対象校とする。

【市内小中学校の規模別学校数（特別支援学級は学級数に含めない。）】

	小学校		中学校	
	7 年度	13 年度	7 年度	13 年度
小規模校	4 校	5 校	1 校	1 校
適正規模を上回る学校	3 校	2 校	3 校	3 校

※令和 13 年度の推計値による。

2 適正規模及び適正配置の推進の方策

通学区域の見直しと学校統合という 2 つの方策があるが、各学校や地域の実態に応

じて適切に取り入れていく。

(1) 通学区域の見直し

小中学校の連携教育を更に推進し、円滑な学校運営を図るため、今ある小学校から、全員同じ中学校へ通学ができる小中学校の配置を考える。学校統合の場合も同様とする。

よって現在の市内小中学校における通学区域の見直しは現実的ではないと考える。

(2) 学校統合

次の基本的な考えをもって、対象校の保護者や地域に対して説明をし、理解を得ながら統合に取り組むこととする。

① 統合校の考え方

学校の組合せ、学校の位置、学校施設の状況等により、適正規模を維持している学校も統合対象校とする場合もある。

② 設置場所

原則として統合対象校のいずれかの校地と既存の校舎を使用する。使用校舎は、校地面積、建築年数、施設の状況や教室数、位置、周辺環境、通学距離などを勘案して決定する。

(3) 学校選択制

上記を踏まえ、学校選択制はしないこととする。

なお、国や県と協調しながら特色ある教育活動を実践する小中学校については、指定学校変更の弾力性のある運用を検討する。

IV 適正規模及び適正配置に伴う教育環境の整備

児童生徒にとってよりよい教育環境を整えるという考え方の下、次の条件整備を行う。

1 通学路の安全確保

(1) 統合後の安全な通学については、通学路を検討し設定する。

(2) 新たな通学路を検討する際、通学距離によってはスクールバスの使用または公共交通機関の利用も検討する。

2 学校の施設設備の整備

様々な状況に対応できるように、施設設備面の改善や教材教具の充実を図る。

3 教職員等の配置

心の支援をはじめ、特別支援を要する児童生徒に対しては、今までと同様、市でも予算措置をし一層の充実を図る。

V 学校統合による跡地・施設利用の基本的な考え方

地元の要望等も踏まえて、全市的な行政施策との調整を図りながら検討する。

VI 適正規模及び適正配置の対象校と今後の具体的な取組

1 対象校については、必要性の高い学校から順次取り組んでいく。

- 2 学年の学級数や1学級の児童生徒数は、総合的に判断して基準数に満たなかったり超過したりすることもある。
- 3 新たな通学路を設定する場合や通学距離によってはスクールバスを運行または公共交通機関を利用する。
- 4 地域との連携による「ふるさと学習」を核とした学校運営を更に推進する。
- 5 対象校と具体的な進め方

(1) 4 中学校（南宮中 中野平中 高社中 豊田中）について

① 現状で存続する。

令和13年度

	1 学年		2 学年		3 学年		学級数合計
	(学級数	1 学級人数)	(学級数	1 学級人数)	(学級数	1 学級人数)	
南宮中	4	34	5	34	4	34	13
中野平中	3	30	3	31	4	29	10
高社中	2	27	2	30	2	30	6
豊田中	1	15	1	16	1	10	3
学級数合計	10		11		11		32

- ② 学級数の基準からすると豊田中が該当する。削減する場合、学級数と生徒数からみて隣接する中学校との統合が考えられる。しかし、小中連携教育を更に進めていくなかで、豊田小の児童たちが隣接する中学校へ入学することは、カリキュラムの一貫性から適切ではないと考える。

豊田中については、豊田小との小中連携教育を更に推進することで、円滑な学校運営が期待できると考える。

(2) 高社中学校区の高社小について

- ① 4 小学校が統合して、令和2年度に開校した。令和13年度の推計では、3学年が2学級、3学年が単級となり、単級の児童数は30人前後で、全校児童数は210人前後である。
- ② 当面は、小中連携教育を更に推進することとし、将来に向けて小中一貫校の調査研究を行う。

(3) 豊田中学校区の豊田小について

- ① 2 小学校が統合して、令和3年度に開校した。令和13年度の推計では、全学年が単級となり、1学級の児童数は7人～13人で、全校児童数は70人前後である。
- ② 当面は、小中連携教育を更に推進することとし、将来に向けて小中一貫校の調査研究を行う。

(4) 南宮中学校区の3 小学校（中野小 日野小 延徳小）について

- ① 中野小は、令和13年度までに児童数は約2割減少して580人前後となり、4学年が3学級、1学年が4学級、1学年が2学級となる。
現在、長野県下でも特別に大きな規模ではなくなっている。

② 日野小と延徳小は、全学年が単級であり、日野小は児童数一桁の学年が1学年ある。令和13年度の推計では、児童数一桁の学年が、日野小は全学年、延徳小は2学年となる。2校とも児童数の減少が顕著であり、早期に教育環境のあり方について検討を行う必要がある。

(5) 中野平中学校区の2小学校（平野小 高丘小）について

令和13年度の推計では、平野小は全学年で2学級となっており、適正規模の基準に合致している。高丘小は全学年で単級となるが、1学級の児童数は15人～26人の間であり、全校児童数も120人前後である。全体的にみれば、児童数は減少するが、顕著な減少地区ではないことから、高丘小の今後の児童数の推移を見守り、集団での学習など、学校運営で制約を受けることが見込まれる状況になったときに、改めて検討を行う。

6 適正規模を満たさない、または、その見込みがある学校においては、必要に応じ市教育委員会と保護者において懇談の場を設け、学校の将来の方向性について協議することとする。その結果を踏まえ、保護者の総意を地域が尊重し、よりよい教育環境の整備について、地域としての方針を市教育委員会に要望されることが望ましい。

VII 結びに

今回、市教委として、中野市立小中学校を取り巻く現状及び将来的な見通しを踏まえ、「中野市立小学校及び中学校適正規模等基本方針（改訂版）」を示した。

本方針の推進に当たっては、保護者の方々や地域の方々にその意義を十分にご理解いただくことが不可欠である。私たちは、児童生徒にとってどのような教育環境を提供すべきなのか、また、どのような支援を行うべきなのか、しっかりと見定めることが大切である。

関係者の皆様には、子どもにとってよりよい教育環境が整備されることで、心身ともに健やかな児童生徒の育成が図られるよう、本基本方針を細部にわたり協議いただくとともに、今後とも積極的な支援をお願いするものである。

資料 4

中野市学校の教育職員に関する業務量管理・
健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月

中野市教育委員会

目 次

	ページ
1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	1
3. 計画の期間	1
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	3

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員一人ひとりが心身の健康を保ちながら、いきいきとやりがいを感じて豊かな教職員生活を送ることができ、学校内外での学びや自己研鑽、豊かな生活経験を通じて、教職員としての専門性や創造性を高め子どもたちへの質の高い教育を実現していく。そのために、学校と教員が担うべき業務を明確にし、分業化、協業化、効率化を進め、長時間勤務となる働き方を改善する。

(2) 中野市の現状

○本市では、令和2年3月に「中野市立学校業務改善基本方針」を策定し、達成目標・取組方針を定める中で、改善目標の達成に向け、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 23 時間	19.0%	1.8%
中学校	月 29 時間	23.8%	3.2%

○時間外在校等時間が45時間を超える割合が多くなっている。教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条（令和8年4月1日施行）に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 1ヵ月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を、本計画最終年度の令和 11 年度までに100%にする

イ 1年間における1ヵ月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする

ウ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間 360 時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする

イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10%まで減少させる

ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を 65 以下とする（全国平均 100）

エ ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合 50%にする

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・これまで実施している保護者、地域住民による通学路の見守り活動を継続して行う。

②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等についての初期対応は、担当者又は学校で対応し、担当者又は学校だけで対応が困難な場合は、各学校からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備など必要な措置を講じる。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

①調査・統計等への回答

- ・市から学校に発出される調査の回答に係る事務業務について、ながの電子申請の機能等の活用を進める。

②学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・ICT支援員の活用や、専門性が高い保護者や地域のボランティアへの依頼やAIの活用を進める。

③校舎の開錠・施錠

- ・職員間の役割分担の見直し等により、特定の職員に責任や負担が集中しない環境の整備を進める。

④校内清掃

- ・校内清掃の実施回数や範囲の合理化等による負担軽減を促進する。

⑤部活動

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①授業準備

- ・授業準備におけるデジタル技術の活用を促進する。

②学習評価や成績処理

- ・授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務処理等について、校務支援システムの機能や自動採点システム等を活用し事務負担を軽減する。

③学校行事の準備・運営

- ・学校行事に係る準備や運営の協力を保護者や地域ボランティアへ依頼する。

④支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を積極的に求め、その会議の開催は勤務時間内を原則とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を維持・強化する。

- ・医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修や連絡会等を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を維持・強化する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・学校で行われる学校行事を、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合する。
- ・職務経験が少ない教育職員に、他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備する。
- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、職員会議や分掌業務などの校務を効率化する。
- ・事務文書等の作成項目や内容の簡略化及び学校間での書式の共有を進める。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1ヵ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・学校における定時退校日を月1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に7日間以上の学校閉庁日の設定を行う。
- ・持ち帰り時間のより正確な把握に努め、持ち帰り時間の縮減に取り組む。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、中野市のホームページで公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援について医療・福祉に関する関係部局・関係機関と連携して取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当

該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、各校のコミュニティスクール運営委員会（学校運営委員会）における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。